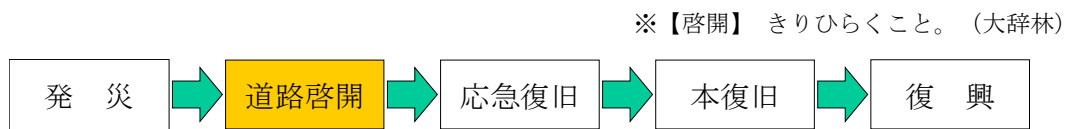


2. 道路啓開の基本方針

2.1 道路啓開の内容

道路啓開とは、緊急通行車両等の通行のため、1車線でも通れるよう早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に救援ルートを確認する啓開が必要である。

通常の災害においては、応急復旧→本復旧の流れとなるが、大規模災害時には、**図 2-1**のように、応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧、支援ルートを確認する「啓開」の段階があることにより、その後の復旧が円滑になる。



出典：首都直下地震道路啓開計画^[8]

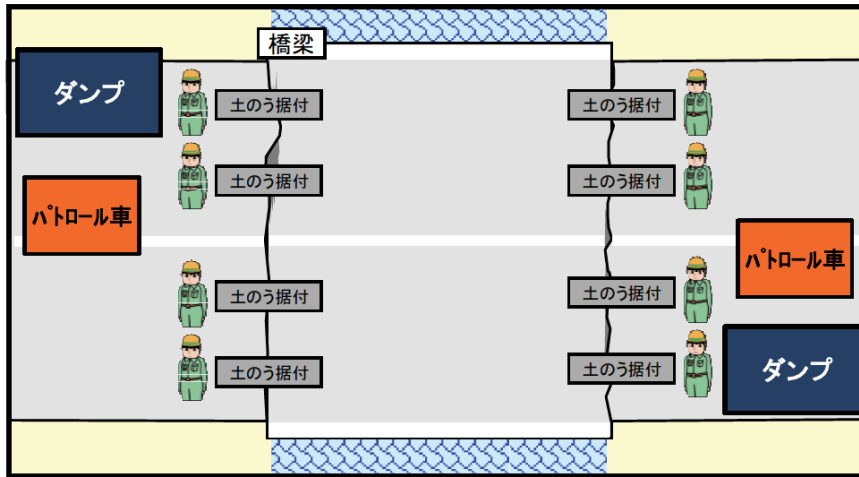
図 2-1 大規模災害時の対応の流れにおける道路啓開の位置付け

道路啓開の手順としては、九州道路啓開計画（初版）^[6]の考え方を踏襲する。道路啓開調査（緊急パトロール）と道路啓開作業の2つの段階があり、各段階の内容を**表 2-1**に示す。

表 2-1 道路啓開の内容

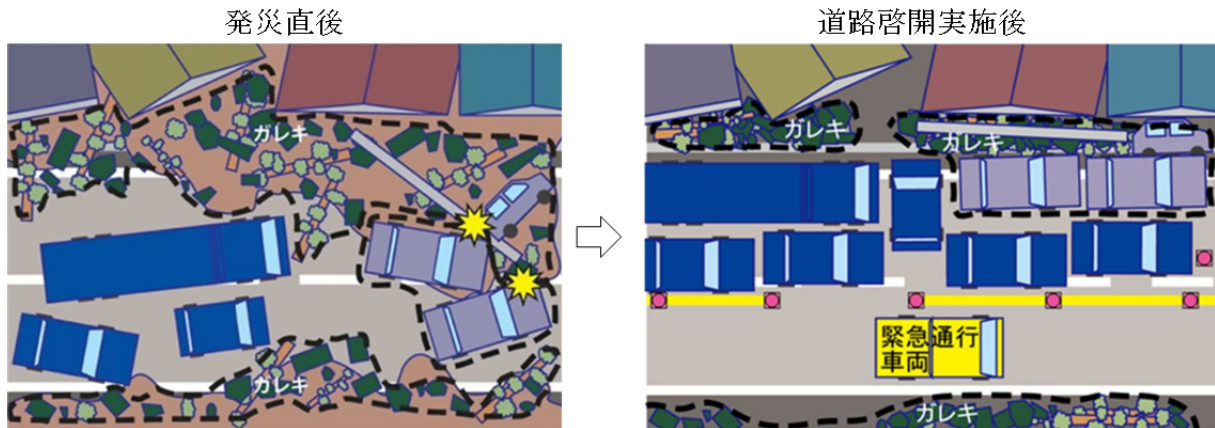
<p>◆ 道路啓開調査</p> <ul style="list-style-type: none">道路啓開調査では、緊急通行車両の通行可否の確認を優先して行う。軽微な損傷については、補修を実施し緊急通行車両の通行を確保する。大規模な被災が発見された場合には、迂回路（別路線）の道路啓開調査を実施する。 <p>◆ 道路啓開作業</p> <ul style="list-style-type: none">道路啓開調査の結果、迂回路（別路線）も確保できない場合は、道路啓開作業を実施するものとし、適宜、道路啓開作業部隊を増強していくなどし、緊急通行車両の通行を早期に確保する。道路啓開作業は、早期の緊急通行車両の通行幅確保のため、1車線確保を基本とする。ただし、中央分離帯設置区間においては、上下毎1車線を基本とする。

橋梁段差解消に向けた作業イメージを**図 2-2**に示す。また、発災直後及び道路啓開実施後の道路状況のイメージを**図 2-3**に示す。

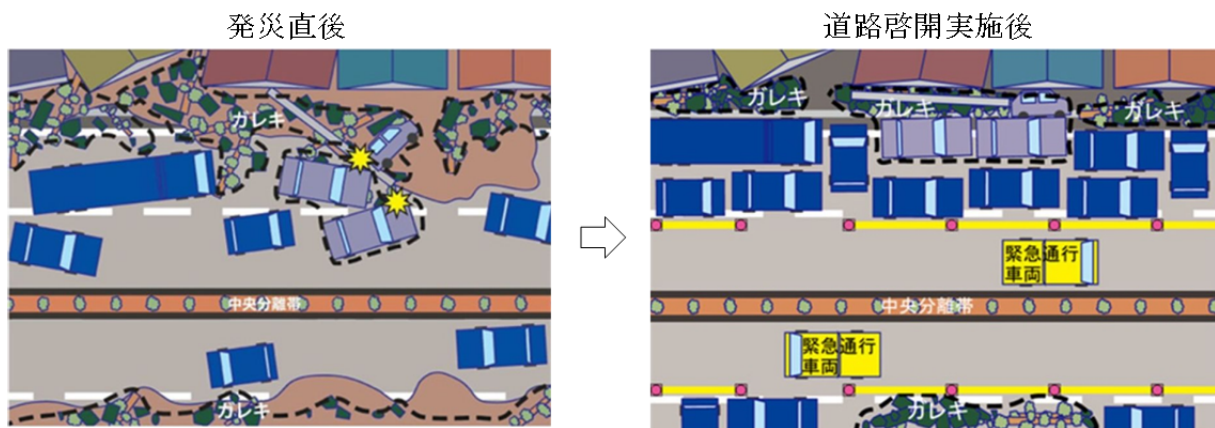


出典：四国広域道路啓開計画^[5]

図 2-2 橋梁段差解消に向けた作業イメージ



(1) 中央分離帯なしの場合



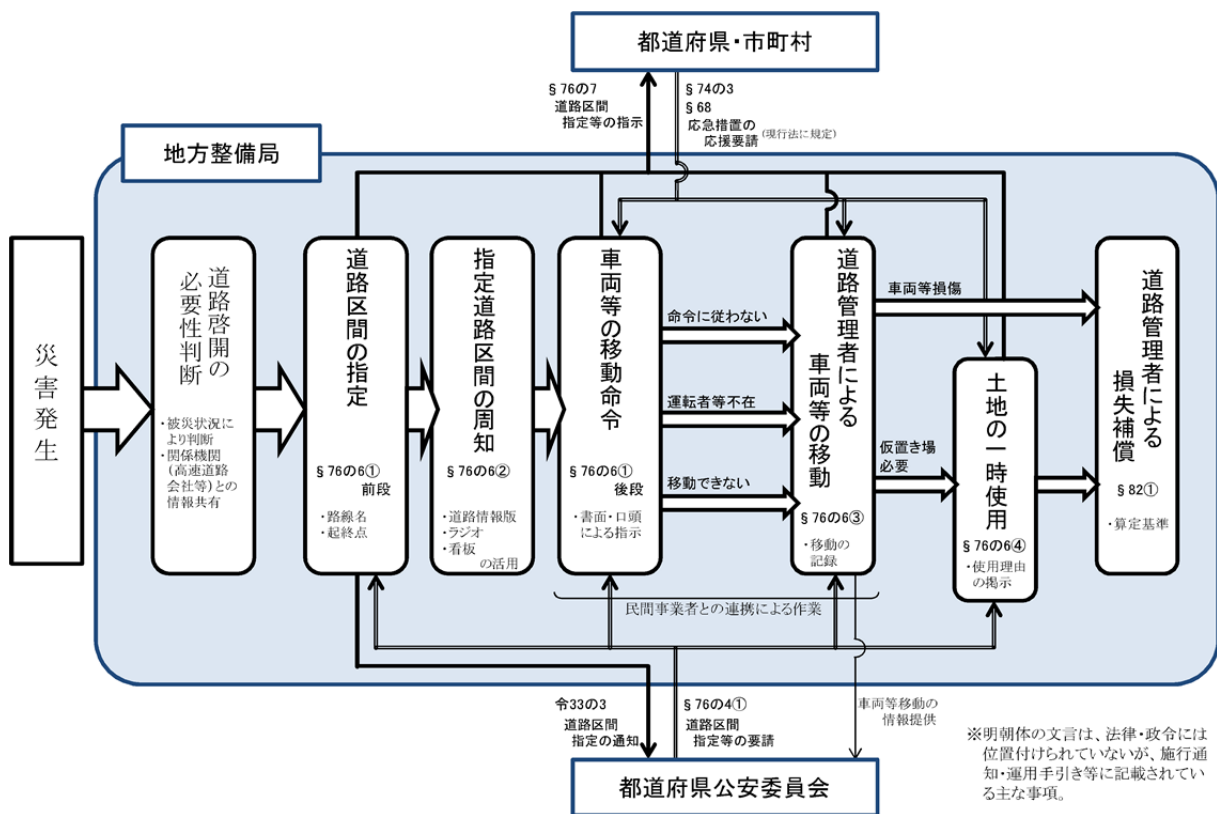
(2) 中央分離帯設置区間の場合

出典：九州道路啓開計画（初版）^[6]

図 2-3 発災直後及び道路啓開実施後の道路状況のイメージ

平成 26 年 11 月に改正された災害対策基本法では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれた。道路啓開を迅速に行うためには、災害対策基本法第 76 条の 6 による道路区間指定を行う必要がある。国土交通省道路局においては、実際の運用にあたっての必要な事項をとりまとめた「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」^[15]を策定している。この手引きは、地方整備局等を想定して記載されているが、地方公共団体等の道路管理者が対応する際にも参考にできるものとされており、本計画では、この手引きを参考にする。災害対策基本法に基づく車両移動の流れを図 2-4 に、道路区間指定に関する関係法令や様式等を巻末資料 3 に示す。

また、道路管理者等による車両の移動や土地の一時使用によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定され、この場合、損失補償をしなければならない。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代などが想定される。



出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き^[15]

図 2-4 災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

2.2 道路啓開行動の基本的な考え方

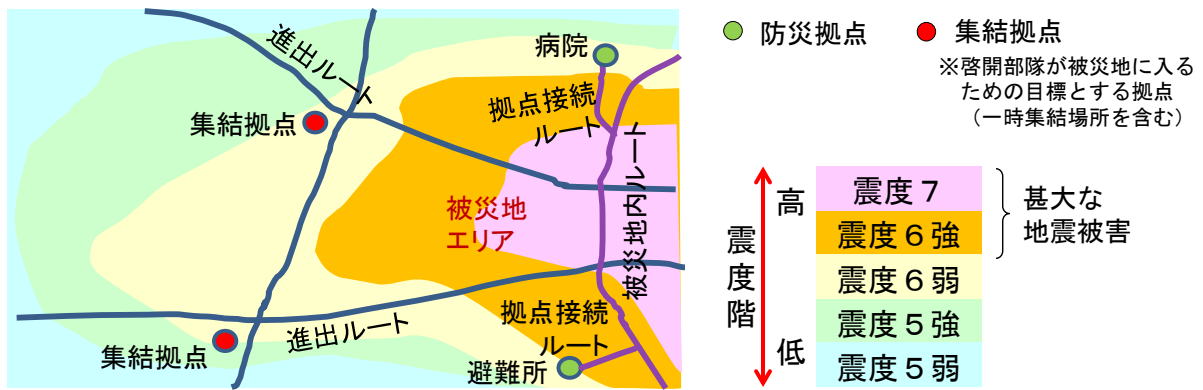
道路啓開に関する行動を行うにあたり、**表 2-2** に挙げる項目を基本的な考え方とする。本道路啓開計画においては、これに沿った行動計画を作成する。本計画に基づき行動する各道路管理者及び電柱倒壊に対する処理を行う占有者（電気電力通信事業者）は、この基本的な考え方を念頭において各種行動を行うものとする。

表 2-2 道路啓開行動の基本的な考え方

- ◆ **人命の保護の最優先**
 - ・ 甚大な被害を受けた被災地域において、救急・救助・医療・消火活動を支援するため、被災地エリアへのルートを早期確保する。
- ◆ **被災地への物資搬送への寄与**
 - ・ 被災地外から、重要拠点施設や被災地エリア内へのルートを早期確保する。
- ◆ **道路における二次被害の防止**
 - ・ 津波浸水範囲や落石危険個所など、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止または制限し、二次被害を防止する。
- ◆ **他道路管理者との綿密な連携による地域全体での交通ネットワーク機能の早期回復**
 - ・ リエゾン派遣等による他道路管理者との情報伝達・連携体制を構築し、地域全体での交通ネットワーク機能を早期に回復する。

被災地に向かうルートは、発生した地震の震度分布や地震による被災状況に応じて、進出ルート、被災地内ルート、拠点接続ルートに分類する。**図 2-5** に地震による震度分布と設定する各ルートの位置関係の概念を示す。

本計画に詳細に定められていない行動や、計画に示された手順や方法と異なる行動をとる必要が生じた場合については、この基本的な考え方に基づく限りにおいて、必要に応じて適宜柔軟な対応を行うものとする。



進出ルート：被災地エリアへ向かうルート

被災地内ルート：甚大な地震被害が想定される被災地内のルート

拠点接続ルート：災害応急対策実施にあたり、救急・救助・医療・消火活動など防災拠点と上記ルートを結ぶルート

図 2-5 被災地に向かうルート概念図

2.3 道路啓開の目標

人命救助では、地震発生後 3 日目を境に生存率が急激に低下すると考えられており『72 時間の壁』との表現がよく用いられる。我が国の道路啓開計画の多くが、この 72 時間を一つの目安とした計画となっている。

本道路啓開計画においても、全ての啓開ルートの啓開作業完了までの時間として、72 時間を目標とした計画とする。この目標に向け、各段階の時間目標を下記のように設定する。

表 2-3 道路啓開の目標

① 情報収集・判断

- ・発災後 12 時間以内に、緊急輸送道路等の道路被害や通行可否に関する情報の集約を行い、迂回路の設定、道路啓開ルートを決定制し、道路啓開を開始する。

② 進出ルートの道路啓開

- ・発災後 24 時間以内に、集結拠点へアクセスする進出ルートの概ねの道路啓開を完了する。

③ 全ルートの道路啓開

- ・発災後 72 時間以内に全ての地域で人命救助活動が実施できるよう、被害が甚大な被災地内ルートや重要拠点施設との拠点接続ルートも含めた全ルートの概ねの道路啓開を完了する。